

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

「企業理念」、「経営方針」及び「経営姿勢」に基づき、全てのステークホルダーの皆様へ企業として存続する価値を評価されるよう、企業の社会性の重要性を認識しながら地球環境へも配慮しつつ持続的な成長と中長期的な企業価値のより一層の向上を図るため、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを構築し、継続的なコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。

<企業理念>
社会に人に信頼されるものづくり企業であり続けます

<経営方針>
広範囲な分野で培った技術とグローバルな事業活動での経験を総合的に調和させた製品・サービスを提供する『ものづくり企業』として、社会や人々からの期待に応え信頼を高めます

<経営姿勢>
お客様により高い満足を提供します
安全で働き甲斐のある職場を実現します
社会の発展に寄与します
企業永続のために利益を追求します

コーポレート・ガバナンスと内部統制の仕組み

当社は、監査役による監査機能の実効性を高めるとともに、経験豊富な社外取締役が経営者の視点で取締役の職務執行を監視する統治体制が「ものづくり企業」である当社の業態に適していると判断し、現在のコーポレート・ガバナンス体制を採用しています。

内部統制システム基本方針については、こちらに掲載しています。

https://www.mes.co.jp/investor/information/system_policy.html

内部統制・リスク管理体制

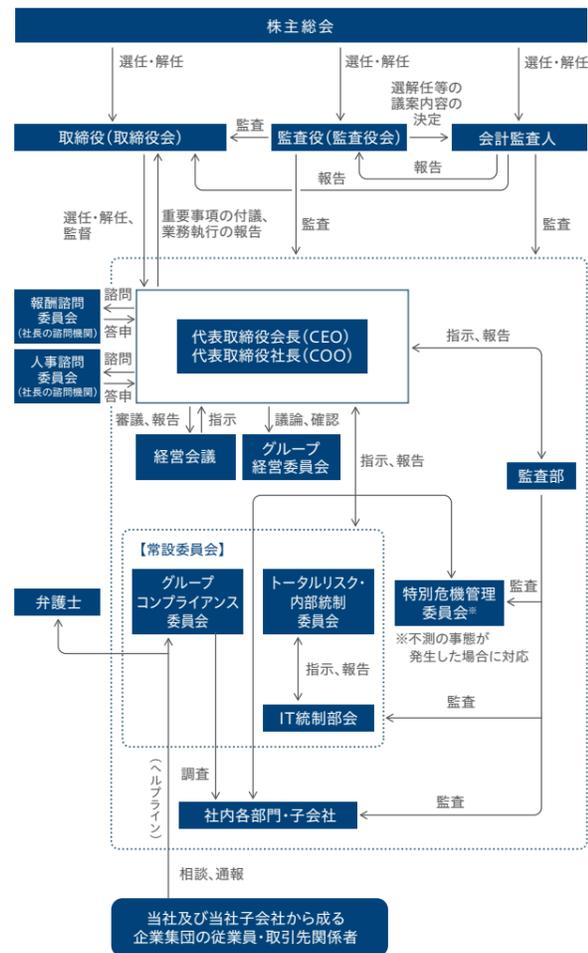
当社ではCEOの指示に従い全社的な「内部統制システム推進体制」を構築するために、経営企画担当役員を委員長とする「トータルリスク・内部統制委員会」を設置しています。

2018年度において同委員会を3回開催し、リスク管理体制のほか東京証券取引所によるコーポレート・ガバナンス・コードの改訂に伴うコーポレート・ガバナンスの再点検並びに従前の財務報告に係る内部統制報告制度への対応などについて審議しています。同委員会の審議結果に基づく提言や報告を、適宜経営会議体及びCEOをはじめとする当社役員に行いました。

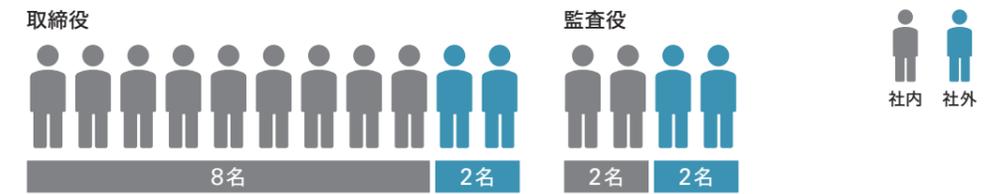
ガバナンス体制

当社は、監査役会設置会社の形態によるコーポレート・ガバナンス体制を採用し、会計監査人を設置しています。2019年6月26日現在、当社の取締役会は10名で構成されており、取締役のうち2名が非常勤の社外取締役です。また、当社の監査役会は4名で構成されており、監査役のうち2名が非常勤の社外監査役です。

● コーポレート・ガバナンスと内部統制の仕組み



監査役による監査機能の実効性を高めるとともに、経験豊富な社外取締役が経営者の視点で取締役の職務執行を監視する統治体制が「ものづくり企業」である当社の業態に適していると判断し、現在のコーポレート・ガバナンス体制を採用しています。



当社では、取締役会により決定された基本方針に基づく業務執行のために経営会議体として、取締役会の他に「グループ経営委員会」と「経営会議」を設けており、グループ経営委員会は常勤取締役及びグループ傘下の主要子会社社長によって構成され、経営会議は常勤取締役で構成しています。グループ経営委員会ではグループ全体の中・長期の経営計画の方向性についての議論、グループ全体の経営戦略の策定及び進捗確認を行い、経営会議ではその戦略に基づく個別の業務執行について審議を行うこととしています。

<取締役会>

定例12回、臨時4回開催しており、重要事項の決定及び業務執行の監督を行っています。また、必要に応じて内部統制システム構築の基本方針の見直しも行っています。

<グループ経営委員会>

4回開催しており、前述のとおりグループ全体の中・長期の経営計画の方向性に関する議論を中心に行っています。

<経営会議>

定例12回、臨時1回開催しており、前述のとおり個別の業務執行についての審議を行っています。

役員報酬

<当社の役員等の報酬等の額の決定に関する方針>

取締役の報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内で、役位別に定める額を基準として、全社の業績を反映するなど取締役の貢献度等を勘案した報酬体系としています。その内容は役位別に定める額を基準とした月例報酬、株価連動報酬及び連結業績と連動する利益連動報酬から構成されています。また、監査役報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内で、取締役等の報酬を参考として、監査役協議により決定しています。なお、当社の取締役の報酬決定にあたっては、任意の報酬諮問委員会を設置し、同委員会にて取締役の報酬決定に関する方針や報酬制度に関する審議・答申を行い、また報酬水準や報酬決定の指標などが答申に則っているかの確認を行い、これを踏まえ、社長は報酬制度及び報酬決定の指標等を取締役会に付議しています。同委員会は、独立社外取締役2名、社長及び社長が任命する代表取締役の計4名で構成され、独立社外取締役を委員長としています。

区分	員数	報酬等の総額
取締役(うち社外取締役)	11名 ^{※1} (2名)	164百万円(19百万円)
監査役(うち社外監査役)	4名(2名)	74百万円(18百万円)
合計	15名	238百万円

※1. 上記には、2018年6月27日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでいます。
 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
 3. 2010年6月25日開催の第107回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額630百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額を年額90百万円以内と決議いただいています。
 4. 上記のほか、2017年6月28日開催の第114回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対して、在任時の株価連動報酬額12百万円を支給しています。なお、株価連動報酬の対象として社外取締役は含まれていません。
 5. 当社は、2013年6月27日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会 終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議しております。

